

【主な質疑項目（注：質疑の順番とは必ずしも一致していない）】

1. WTO交渉、EPA・FTA交渉について

2. 食料・農業・農村基本計画について

- (1) 経営展望と担い手像
- (2) ヨーロッパの農業構造
- (3) 集落営農の推進
- (4) 農業団体の位置付け
- (5) 関連法の改正
- (6) 生産数量目標

3. 戸別所得補償制度について

- (1) 対象農家と担い手づくり
- (2) 生産調整の選択制
- (3) 米価の動向と備蓄

○山田俊男君

自由民主党の山田俊男であります。

本日は先輩委員の御理解をいただきまして大変長時間の時間をいただいたわけでありまして、ちゃんとやれるかどうか心配でありますけれども、どうぞよろしくお願ひします。

本日は、大臣が三月十二日に、食料・農業・農村審議会企画部会に新たに三月までお作りになります食料・農業・農村基本計画素案についてお出しになったわけでありまして、それを中心に質疑をさせていただきたいというふうに思っております。大臣の所信表明でも三月には取りまとめる予定だというふうに明らかにされているわけでありまして、緊急を要する、本日の委員会はそういう面でも大変大事な委員会であるというふうに思いますので、大臣を始め皆さんのかなり率直な御意見を賜りたい、こんなふうにお願ひするところでありまして。

そこで、若干ちょっと順序を変えまして、冒頭、基本計画でも大きな課題として取り上げられておりますWTO、EPA、FTAについて大臣にお聞きします。

基本計画では、これはお手元に私の方の提出資料という形で出させていただきましたが、これの十七ページを御覧いただきたいというふうに思います。この

十七ページに、(5)で、「輸入国としての食料安定供給の重要性を踏まえた国際交渉への対応」ということで、WTO交渉については、「今後とも「多様な農業の共存」という基本理念の下で主張を展開し、各国の農業が相互に発展することができる貿易ルールの確立を目指して、食料輸入国としての我が国の立場を最大限反映すべく、取組を継続する。また、東アジア等における地域連携の推進に当たっては、我が国を含む関係国の食料の安定供給に資する取組を進めるとともに、EPA、FTAについて、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興などを損なうことは行わないことを基本に取り組む。」と、こう明記しているわけでありまして、その観点からすると、大臣、安易な農産物の自由化には合意できないという考えをここできっちり示されたというふうには受け止めましたが、それでよろしゅうございますかね。是非、大臣にここはお願いしたいと思えます。

○国務大臣（赤松広隆君）

私の方からは、今この文面読まれましたけれども、まさにこの立場で旧来からWTOの交渉や、あるいは先日のダボスでの会議等でも、基本的にはこの多様な農業の共存、特に日本は食料輸入国でありますから我が国としての立場をきちっと申し上げ、そして私ども、私の所属をいたします民主党でも、マニフェストの中で「食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興などを損なうことは行わない。」ということもきちっと書いてありますし、また、FTA、EPAについても、守るべきものは守るということも再三各委員会等でも申し上げておるところでございます。

午前中の先ほどの御質問にもございましたので、そういう立場でも松下委員にはお答えをさせていただいたところでもございます。

○山田俊男君

どうもマニフェストにおきまして、米国との自由貿易協定の交渉の促進というふうにお書きになったものです。もちろん、今大臣のおっしゃったなお書きがあるわけでありましてけれども、前文の方がどんどん前へ出て喧伝されているところがあるわけで大変不安があるわけですが、この点、まさにこの基本計画にお書きになったことが決意であるということをごちゃんと表明されたら受け止めていいですね。

○国務大臣（赤松広隆君）

ある意味でいえば当然は当然ですけれども、例えば、先ほども申し上げましたけれども、WTOの会議へ行っても、すべての参加国が必ずドーハ・ラウン



○副大臣（福山哲郎君）

福山でございます。

今日は外防委員会が行われているため大臣来れませんこと、お許しをいただきたいと思います。代わりに私がお答えをさせていただきたいと思います。

今、山田委員がもう御指摘いただいたとおりでございます。二月の二十日、岡田外務大臣とラッド首相の会談の際に、ラッド首相からは、日豪関係全般の重要性を踏まえて、政治主導で交渉を迅速に進めてほしいとの要望があったというふうに承っておりますが、岡田大臣からは、今、閣僚委員会等で努力をしているということを説明をしながら、EPA交渉を前進させる上で農業などのセンシティブティに配慮しつつ、現実な対応をすることが重要だというふうにお答えを申し上げ、私が把握をしているところではそれ以上でもそれ以下でもありません。

以上でございます。

○山田俊男君

韓国の李明博大統領ともお会いになっておられまして、日韓EPAについて、岡田外相から李明博大統領に対して、早期に交渉を再開すべく、日韓双方が国内的に努力していきたい旨伝達。李明博大統領からも、日韓EPAの重要性は十分理解している旨発言があったと。これだけの書き方だけになっているんですがね。李明博さんと岡田大臣は、岡田さんが代表のときにお会いになると。そして、その際に、日韓FTA・EPAについては交渉を進めようじゃないですかということをお話しになっているという立場からしても私は大変心配しているわけですが、こういうホームページの書きぶりでは内容はいいんですか。

○副大臣（福山哲郎君）

重ねてお答えをさせていただきます。

二月の十一日、岡田外務大臣はやはり、今、山田委員御指摘のように訪韓をされまして、李明博大統領を表敬訪問をされました。今、山田委員が御指摘いただいた等のやり取りがあったというふうに私も理解をしております。

我々としては、韓国は基本的な価値を共有する隣国であり、東アジアの経済リーダーでもありますので、日韓両国がEPAを締結することは両国の関係強化のみならず、東アジア地域の経済連携の促進にとっても重要であるとは考えております。

しかしながら、それは、先ほどから申し上げておりますように、農業などの

いろんな課題を損なってまでということは考えておりませんが、私どもとしては、やっぱり東アジアの市場創造等を考えたときに、EPA、FTAの締結というのは日本にとっては一つの国益だというふうに考えておきまして、そのことと農業上のセンシティブティを配慮することをやはり踏まえて、配慮した上で現実的かつ建設的な対応をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○山田俊男君

私は、十一月十日の予算委員会で岡田大臣に対してこの問題について質疑しましたが、その際の岡田大臣の応答は、EPAは日本の国益であり政治主導で進めていくと、こうおっしゃっているんです。ただこれだけなんです。これは、内容によっては非常に心配なんです。一体何があるかということであります。だって、国益でしょう。そして、政治主導で進めるという話ですから、これでは何の留保も付いていない心配があるわけでありまして。

昨年十一月に、関係閣僚委員会というのが外務大臣の下に設置されましたですね。これまで開催は何回になるのか。この点について新聞の報道は一切ないわけでありまして、一体、何回開催されているんですか。

○副大臣（福山哲郎君）

外務省の中に、EPA・WTO推進本部を昨年十月、外務省内に設置をいたしました。岡田大臣及び担当の副大臣、政務官が定期的に報告を受け、今後の交渉方針及び必要な国内調整について検討しているところでございます。これまで六回開催をいたしまして、現在交渉中のEPA交渉やWTOドーハ・ラウンド交渉の状況等を確認をさせていただいているところでございます。

○山田俊男君

赤松大臣、関係閣僚のお一人、有力なお一人であるわけですが、どうですか、この六回にわたります閣僚会議にお出になりましたですか。

○副大臣（福山哲郎君）

これは閣僚会議ではなく、今のはEPAの推進本部です。

○山田俊男君

そうすると、EPA推進本部ね、六回。

それじゃ、私がお聞きしたのは、これまで、閣僚会合の名前であるようですけれども、当時は関係閣僚委員会という名前だったはずですよ。これ一体、

何回開催されているんですか。福山外務副大臣、お願いします。

○副大臣（福山哲郎君）

関係閣僚委員会はこれまで三回開催をさせていただきまして、やはりこれも現在交渉中のEPAの現状と課題、またWTOドーハ・ラウンド交渉への対応等について議論させていただいたと承知しております。

○山田俊男君

赤松大臣、三回開催されたというふうに聞いていますが、大臣はお出になりましたか。

○国務大臣（赤松広隆君）

それは私の日程でやっていますので、大臣が出席しない四大臣会合なんてありませんから、全部出ております。

ちなみに、今御指摘があったように、初回が十一月六日、二回目が十二月十八日、三回目が本年の一月二十二日ということで、こういう関係閣僚のいろいろな打合せですから、中身についてだれがどう言ったとか、どの省がどういう主張だとか、うちとどこが違うとか、そういうことは言わない方がいいと。大いに議論をして国の方針を一つにきちっとまとめて、そしてまとめた上でほかの国と交渉に当たるというのが基本でございますから、中身については、そんな別に悪いことを話しているわけじゃありませんが、詳細にお述べすることは御遠慮させていただきたいと思えます。

なお、この四閣僚、大臣だけでは、農水、外務、財務、経産の四大臣だけでは今後きちっと一つに内閣としての考え方をまとめるということではいかがかというような御意見もございまして、むしろ官邸も入ってやった方がいいということで、その後、EPA・WTO関係閣僚会合と、今までは閣僚委員会でしたが、会合という形で少し陣容も変えまして、二月十九日にその関係閣僚会合の第一回目の会合が開かれたところでございます。

○山田俊男君

分かりました。どうも、新聞報道も一切ないわけです。だから、一体何が話し合われているのか、分からないわけです。

それから、赤松大臣は、いやいや、一々それは表に言わなくてもいいというふうにおっしゃいますが、しかしこれは国民全体の大変な関心事であります。とりわけ農業者、産地にとりましても重要な関心事であります。民主党の政権与党は、それから与党・政府は、ちゃんと国民全体に情報を出して運営してい

くというのが基本なんじゃないですか。このことについて一切報道がないということは、どうも考えてみると、内々、報道できないことを議論しているんじゃないかという気がするんですが、一体この点はどうなんですか。

○国務大臣（赤松広隆君）

そう悪く取らないで、お互いにその辺のところは信用していただいているのではないかと。

ただ、正直申し上げて、経済産業省と農林水産省と、それはそれぞれの立場が違いますから、若干意見が違ったりそういうところは当然出てくると思います。しかし、農水省の意見が内閣全体を直ちに代表するものではありませんし、経産省の意見がまた今申し上げように直ちにそれが鳩山内閣のすべてを決するというものではありません。

ですから、関係閣僚できちっと議論をして、そこに官邸も入りということは、事実上、最終的には総理のお考えも入れながら、内閣としての一つのきちっとした方針を定めていくということをございまして、例えば韓国と日韓のEPAをやろうというときにも、それぞれの大臣が全く違うことを言っていたんじゃないこれは話になりません。

私もお許しがいただければ、今度、二十一、二十二ですね、日、祝日を使って国会審議に影響のない形で一泊二日で韓国へ行って、これは水産の問題もほかにございますので、こうした日韓の間の漁業協定をめぐる問題も含めて、それからまたこのEPAの担当大臣とも会って話はしてきますけれども、そういうときにも、それぞれの省の意見だけではこれは話が進みませんので、基本的には正式な会合をやるときにはちゃんと日本の考え方をまとめてということになりますので、そうしたときは当然、総理も含めた、関係四大臣、あるいは官房長官も入れれば五人の大臣と総理というようなことで、きちっとそれは相談をして当たるということになると思います。

それをまだ今の段階で、いやいや、あの大臣はこう言った、この省はこういう主張だなんということを、かえって出ることは余分な混乱をもたらすだけでございますので、その点は山田委員も是非御理解をいただきたいと思います。

○山田俊男君

関係閣僚会議、ましてや総理もお入りになって、官房長官もお入りになってということになると、大事なものは農林水産大臣が所管する大臣としてしっかり決意を持って臨むということが大事なので、その点は徹底して大臣に頑張ってもらわない限りぐずぐずになっちゃうんですよ。その点、是非大臣にお願いしておきたいと、こんなふうに思います。

ところで、福山副大臣、どうもこれ、仄聞したと言ったら委員会でそういう仄聞した話していいのかという話になりますので、かなり確実なんですけど仄聞したことにしておきますけれども、要は外務省の職員が北海道、鹿児島、沖縄を訪ねて、それで視察をしておいでになって、それはいいですよ、視察は大いに結構、勉強してこなきゃいかぬ。その際、戸別所得補償制度があるから大丈夫なんだというふうにおっしゃっておられるやに聞くわけですが、その点はどんなふうに承知されていますか。

○副大臣（福山哲郎君）

申し訳ありませんが私はその事実を確認しておりませんので、今外務省の職員がそのようなことを言っているかどうかについては、済みません、コメントを控えさせていただきたいと思います。

○山田俊男君

分かりました。多分そうだというふうに思います。

要はですね、大事なことは、大事なことは、要は会合が何回も重ねられておられる。例えば閣僚会合は四回になる、さらにはこの推進本部委員会は、副大臣もおっしゃったように六回になりますと。そこでいろんなことが話し合われて、そのための下ごしらえといたしますか、準備といたしますか、根回しといたしますか、そういうことの中で物事が進むということは絶対許されないのでからね。

その点、是非、もう一回推進本部委員会をちゃんと開催されたときによく事情を副大臣としても把握しておいてもらった方が有り難い、こんなふうに思いますので申し入れておきます。

○副大臣（福山哲郎君）

今の山田委員の御指摘はしっかりと私も受け止めさせていただきたいと思います。

○山田俊男君

分かりました。

それじゃ、副大臣、委員会がおありだそうですから結構でございます。ありがとうございました。

続いて、この基本計画の中心課題であります担い手の問題について質疑をさせていただきます。

最初に、これはもう赤松大臣にお答え願いたいんですが、今回の基本計画では、現行基本計画にある農業経営の展望、お手元に今日は資料を出させてもら

いましたこの展望です、これは附属的な資料としても基本計画の中の重要な資料として出されているわけでありまして、ざっと御覧になっていただきましても、これ営農類型、経営形態、作付け体系、それから技術体系、経営規模、粗収益、経営費、それから従事者の労働時間、さらには従事者一人当たりの所得等についてまでこれは記述されている内容のものでありますが、これ基本計画素案にはくっついていないんですが、これはどう扱われますか、新しい基本計画の中では。お聞きします。

○政府参考人（針原寿朗君）

事実関係ですので私から御説明させていただきます。

先生御指摘の経営展望でございますが、そもそも一回目の基本計画、これは平成十二年三月の基本計画でございますが、その際に、閣議決定ではなく、その関連する附属文書として農林水産省の責任で明らかにした資料でございます。

その意味でございますが、新しい基本法におきまして効率的、安定的な経営体という言葉を使いまして、そういう経営体が農業生産の相当部分を占めるそういうふうな構造をつくっていく、そういうことを書いたわけですが、その効率的、安定的な経営体というのはどういう経営体であるのかというのが明らかではない。具体的な農家の皆様がどういう規模、どういう作付け体系を目指せばいいのか、これも明らかではない。それを行政の責任として明らかにしたものでございます。閣議決定文書ではございません。

そこにおきましては、三十五の営農類型ごとに農業経営の展望として例示しております。その思想は、他産業並みに働けば、他産業並みの生涯所得を得られるためにはどのぐらいの規模が要るんだろうかということを出しております。これが一回目でございます。

二回目は、前回の基本計画、同じような性格のもので出しておりますが、これにつきましては基本的な考え方は同様にいたしまして、ただ、新しい技術ができます、あるいは価格が変化いたします、そういうものを反映したものと出しているわけでございます。

そういうものでございますので、経緯から申しますれば、審議会の企画部会に出したものは閣議決定に直接関係のするものを政務三役の御指示を受けて出したわけございまして、その附属する文書につきましてはこれから政務三役の御指導があるものと私どもは考えておるところでございます。

○山田俊男君

そうすると、大臣、これは今後、政務三役が検討の上、出すものは出すということでもいいんですかね。といいますのは、この法律第二十一条に、「国は、効

率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、営農の類型及び地域の特性に応じ、」云々と書いてあるんです。だから、そういう面ではこの営農の類型というのは、地域の特性に応じた営農の類型というのは極めて重要なんです。

大臣ね、これ大臣にお聞きします。この経営類型はそうすると当然違うでしょう。同じものを出せと言っているわけじゃない。経営類型という形で法律二十一条に基づいて検討すると、検討させるということで理解していいんですね。

#### ○副大臣（郡司彰君）

今御指摘をいただいた部分でございますけれども、確かに基本法の二十一条で効率的かつ安定的な農業経営を育成し云々ということが書いてございます。

したがって、そのことについての類型という形をこれまでもお示しをいただいたんだというふうに思っておりますけれども、具体的にどのような形を指すのかということになりますと、これは基本計画の中で、先ほど針原総括審議官の方から申しあげましたように、地域その他産業と同等程度の収入を得るためには、しかも労働時間を同じようにする中でどのような類型が必要なのかと、こういうことを行ってきたというふうに理解をしております。

ただ、現実の問題としてなかなかその中で示してきたような三十三万から三十七万ぐらいの方々をそのような形にしていこうという、数字的にも整っておりませんし、目指してきました年収でいいますと例えば五百万というようなものについてもなかなかそこに及ばなかった等々の中で、今、更に厳しい農業の現状があるということをもまずどうとらえるかというような議論が先にあって、そのような形のものが出していけるんだろう。ただ単にこれまでと同様にそのような数字をお示しをするだけで、結果として伴っていなかったというようなことを私どもとしてはできるだけ反省をしなければいけない、そうした作業を今重ねているところでございます。

#### ○山田俊男君

今のお話を聞くと、どうも出せない、ないしは出さないというふうに受け止めるんですけれども、いいですか。

#### ○国務大臣（赤松広隆君）

実はこの御質問は、昨日、若林元大臣からも参議院の予算委員会でも出まして、そのときに私が申し上げたのは、各農家といってもいろんな形態がありますし、それから地域ごとにもいろんな異なる経営条件等もありますから、そういう中で多様な道筋を、附属的な文書とはいえ閣議決定に付せませんからそれは、そ

れを説明するためのいわゆる附属的な文書として出す場合には出すということに、旧来、自民党政権のときでもそうされてきたと思いますが、いうふうになるということになると、果たしてそういう多様な形での道筋を示すことができるのかどうか。

しかし、これは与党の中にもできるだけ将来に向けての経営形態がイメージできるようなものがやっぱりあった方がいいという意見も正直ございます。ですから、今それを政務三役の段階で検討させていただいているという段階で、もう出さないんだなみたいな今断定的なお話ありましたが、そうとは決めていませんし、だからといって、旧来、皆さん方が、自公の皆さんが政権を取られておったときに出したようなものの形になるのかどうか、これはちょっと検討をさせていただきたいというふうに思っております。

#### ○山田俊男君

赤松大臣はかなり正直に、率直におっしゃっていただいたというふうに思います。

それで、大臣がかくのごとく正直におっしゃった背景は、この基本計画において、我が国の農業を支える担い手というのをどんなふうを受け止めているのかということとも密接に関連するわけなんですよ。

だから、それで基本計画の担い手の記述について見ていきたいというふうに思いますけれども、基本計画の四ページに見出しになっている、意欲ある多様な農業者というふうに見出しになっていて、かつ、この言葉は基本計画の随所にこれは出てきます。一体これはどういうイメージなんですかね、お聞きします。

#### ○副大臣（郡司彰君）

委員よく御案内のことだというふうに思います。

これまで、担い手という形で、先ほどの二十一条に基づくようなものを基本計画の中で規定をしてきたというふうに思っております。その中では、先ほど言いましたように、幾つかの類型はあるけれども、全体として例えば七割とか八割とかという生産を三十七、八万ぐらいのところの担い手の方々に担ってもらえるような、そのような構造に変えていこうということをこれまでなさってきたんだというふうに思っております。結果はなかなかそのような形になりませんでしたということが一つ。

それから、現実の問題として高齢化をしている、しかし、地域の中でそれぞれ今の中で頑張っている農業者の方々に、それに対する国の政策というものが余りにも少なかったのではないかと、そこのところをきちんととらえるような政

策というものがあってしかるべきなのではないか。このような観点から、私も戸別所得補償制度を取り入れることによりまして、意欲のある多様な農業者というものを考えてきたということでございます。そのことによりまして農業が継続できるような環境を整備をすることを行いながら、地域農業の発展あるいは農地の維持に中心的な役割を果たすでありましょう、そして、耕作放棄地の発生防止や地域社会の維持等に貢献をする地域農業の担い手として育成、確保をするように考えているところでございます。

○山田俊男君

同じ四ページに、そこを御覧になっていただきますが、農業の将来を担うべき効率的かつ安定的な農業経営の育成は遅れておりと。今、郡司副大臣のおっしゃっていただいたことと関係するかもしれません。そして、認定農業者や集落営農等、一部の農業者に施策を集中するだけでは、生産現場において意欲ある多様な農業者を幅広く確保することができず、地域農業の担い手を育成するという目的に対する効果が限定的なものであったというふうにお書きになっているんです。これ、こう書いて分析は分析として私は結構だというふうに思います。

ところで、この趣旨からすると、将来担うのは、本来、本当は望ましいというふうに思っているのは、効率的かつ安定的な経営体であり、それらが地域農業を担うんだと、担うものになるんだというふうに受け取れるんですけども、それでいいんですか。

○副大臣（郡司彰君）

将来にわたってそのようなことをもちろん否定するわけではありません。規模拡大がなされ、効率的な農業経営がなされ、そのことによって安定をした収入を得るといふ形が取れることは望ましい形であろうというふうにも思っております。

しかし、先ほど申し上げましたように、現実を見るときに、そのような形だけでこの国の農業が、さらには地域を限ってみれば中山間地等の条件もございましょう。そのような、それぞれの地域に応じたような形の中で多様な農業者というものをきちんととらえることによって、そしてその中で、先ほど来言われているような条件が整うところ、条件をつくりやすいところ、そのようなところについては意欲を持った規模拡大、効率化をするような方々が育ってくると、そのように考えております。

○山田俊男君

十一ページには、再び済みません、「意欲あるすべての農業者が農業を継続できる環境を整えることが必要である。」という記述があります。そうですね、今、副大臣がおっしゃったこととも関係するかもしれません。そして同時に、十七ページには、「意欲あるすべての農業者が農業生産活動を通じて所得を確保できるよう措置する」という記述があって、これは一体どういうイメージなんですか。今、副大臣がおっしゃったことと同じイメージなんだというふうにおっしゃるんですか、お聞きします。

#### ○副大臣（郡司彰君）

御存じのように、二十五年前は平均的な基幹的な農業従事者が四十五歳でございました。それが十五年前には五十五歳、五年前には六十五歳という中で、十年を経るごとに十歳ずつ現実問題として年を取ってきたというのが今の日本の現実だろうというふうに思っております。

そのような中で、これから新しく農業に参入をする方のためにどのような制度設計をすれば参入をしていただけるんだろうか。それからあわせて、今それぞれの地域で頑張っている方々が続ける意欲がある間、きちんと農業ができるようなことも考えていかなければいけないだろう。直ちにどこかに、担い手といえますか、この部分の人たちが日本の農業を担うんだと、そう単純に私たちの国の農業というものは転換ができるものではないというのは、これはもう御存じのとおりだろうというふうに思っております。

したがって、それぞれの立場の農業を営む方々がそれぞれ所得がきちんと把握ができて、来年度の作付けに意欲を持たすような形を取ることがこの中で期待をされているというふうに思っております。

#### ○山田俊男君

何度も繰り返すようで恐縮ですが、こういうふうにそれぞれ基本計画のあらゆるページに担い手の規定がいっぱいあるわけです。言及されているわけですから、私は申し上げるわけでありませぬけれど。

十八ページにもあるんですね。「我が国農業の産業としての持続性を速やかに回復させ、食料自給率の向上と多面的機能の維持を図るためには、農業生産のコスト割れを防ぎ、兼業農家や小規模経営を含む意欲あるすべての農業者が将来にわたって農業を継続し、経営発展に取り組むことができる環境を整備する必要がある。」。これ、すべての農業者ですよ。「意欲あるすべての農業者が将来にわたって農業を継続し、経営発展に取り組むことができる環境を整備する」、こう書いてあるわけだ。

必要性は私も否定はしませんが、この担い手のイメージというのは一体どう

というイメージなんですか、お聞きします。

○副大臣（郡司彰君）

委員もよく御存じのとおりだと思いますけれども、現状が大変厳しい状況に立ち向かっているということは認識のとおりだろうというふうに思っております。

これまでの農政におきまして、需要の変化に対応するような生産拡大を通じて所得を最大化させるというような形がややもすとなかったのではないかと。あるいはまた、農産物の価格が低迷をする中で、対象者を絞り込むという施策だけで意欲がある多様な農業者を担い手に育成できなかったというようなこともあったのではないかと。優良農地の保全あるいは農地の利用集積の促進等の取組が十分に機能しないということもあったのではないかと。結果として、耕作放棄地が増えるというようなものも派生をしているわけでありまして。

そのような中で、絞り込みという形の中の政策が、私どもとしては、なかなかこれまでの構造転換そのものにも結び付かなかつたし、結果としてはこれまでの政策そのものが、先ほど来から言われているような需給の緩みというものも生み出すようなことも含めてあつた。

そういう中で、私どもは、一つは戸別所得補償というものを取り組みながら、それぞれの地域、それぞれの形の農業に営む方たちが意欲を持って取り組めるような形というものを考えていると、そのようなことだというふうに御理解をいただければと思います。

○山田俊男君

決して副大臣のおっしゃったことを否定するつもりではありません。思いは分かりました。

ところで、それじゃ、二十一ページ、恐縮です。ここに、「競争力ある経営体を育成・確保する。このような経営体が地域農業の担い手として、継続的に発展を遂げた姿である効率的かつ安定的な農業経営をより多く確保することを目指す。」、こういうふうにおっしゃるときの、この今十八ページで言ったような意味合いでのすべての、意欲あるすべての農業者が将来にわたって経営をやっていくということと一体これは矛盾しないんですかということでも申し上げているんです。

○副大臣（郡司彰君）

私は矛盾をするものではないだろうというふうに思っております。

先ほど言いましたように、効率化をする、あるいは規模拡大をする、このこ

と自体を私どもも決して否定をするわけではありません。しかし、一足飛びにこれまでのような形で施策の中でそれがかなったのだろうか。だとすれば、私どもは今行っている人たちに意欲を持っていただいて、所得を一定程度確保する中で、しかしながら、先ほど言いましたように所得補償制度というものが一方で制度として導入をするわけでありますから、そのところは、先ほどの委員からの午前中の質問にもありましたように、例えば全国一律がどうかという判断のところもありますけれども、結果として、努力をし、そしてブランド力を持ちながら、販売のところまで地域としても個人としても努力をいただいた人が所得が増えるような構造のものを私どもはつくっているわけでありますから、結果として今言ったような形の人たちが地域の中で輩出をしてくるだろう、そのことを私どもは期待をしておりますし、そのことが今現状のところと矛盾をするものというふうには考えておりません。

○山田俊男君

例えば、この二十一ページの競争力のある経営体というふうにいいますと、これは今、郡司副大臣はこれを否定するものではないというふうにおっしゃった。その際の競争力のある経営体というのは何に競争力があるかというふうというと、価格を下げて輸出もできるという経営体を想定しているのか。それとも、さらには、これは政財界、さらには学者やジャーナリスト等で構成された日本国際フォーラムという研究機関があるんです。そこが提言していたのは、我が国の四百五十万ヘクタールのうちの三分の一の百五十万ヘクタールについて、百ヘクタール規模の経営体を一万戸つくるなんて言っているんです。まさかこういうことをお考えじゃないんだと思うんですが、どうなんですか。

○副大臣（郡司彰君）

一万人で一人が百町歩というような形の考え方を出している団体があるということも存じております。しかし、それは、例えばそのような形を描いたとして、今現在からどれだけの年月、どれだけの政策的な施策を行えば可能なのかということももちろんありましょう。しかし、国全体としてそのような方向そのものを目指すのかということもあろうかというふうに思っております。私どもは、まさに規模拡大、効率化を先ほど言いましたように否定をするものではありませんが、一足飛びにそのような形がこの国で現出をするということも、これもまた現実的ではない話だろうというふうに思っております。

例えば、委員もよく御存じのように、いろんなシミュレーションの中に農地の、あるいは生産基盤といいますか、そのものに対する公的なかわり、あるいは個々人の負担の度合いというものはほとんどこれまで度外視をされてまい

りました。例えば、一反当たりの維持管理というものが平均をすると地域によって違うと思いますが、それを、全部農地を取得をするならともかく、そうでない形で集約をする場合には、その維持管理だけでも、例えば十町歩、二十町歩、百町歩ということになれば相当な金額にもなるわけであります。その辺のところと、地域としての水管理の問題、農村という機能、そうしたものをもろもろ考え合わせるときに、直ちにそのような計算が成り立つ私たちの国の現状ではない、そのように思っております。

#### ○山田俊男君

何か私はあっち行ったりこっち行ったりしているように大臣受け止めておられるんじゃないかという気がするんだけど、決してそうじゃないんだよ。

私の言うのは、こういう形で多様な意欲のあるすべての農業者を対象にして、それが生きていける政策を打つと書いてあるんだよ、環境を整備すると書いてあるんだよ。その一方で、競争力のある経営体をつくって、これらが地域農業の担い手として、継続的発展を遂げた姿である効率的な経営、安定的な農業経営を確保するんだと書いてあるんだ。要は、二つの原理がこの基本計画の中に含まれているんだよ、二つの原理が。それを何となくいろんなところでいいとこ取りしているというところがあるわけだ。

例えば、旧政権が基準を入れたと、対象農家に基準を入れたと。入れるのはけしからぬという中で、いや、我が方はすべての販売農家が対象ですよといって、そしてそのことを大いに強調をされている。しかし一方で、こういう形で効率的かつ安定的な農業経営をより多く確保することが目指す一つの形だということをおっしゃっているわけ。

ここをちゃんとするためには、文章だけの話じゃなくて、制度の仕組みも中身も経営類型もちゃんと示さなきゃいかぬのだよ。そうじゃなかったらイメージがわからないから、一体どんなものをお出しになったんだろうということになるわけだ。このことを申し上げているんです。

#### ○副大臣（郡司彰君）

本質的に、山田委員のおっしゃっていることと私が考えていることはそんなに変わらないだろうというふうに思っています。

先ほどちょっと申し上げましたけれども、残念ながら高齢化をしている、残念ながら農家人口は減少をしている、その中でこれから農地を減らさずに、逆に言ったら、もっと利用率も高めていこう。だとすると、それは残念ながら今の段階では、限られた農業従事者という数の中でどれだけ効率的に農地を集約化してやっていくかという形が一方で出てこなければそれは無理だということ

にもなるわけでありますから、もちろんその部分についてもきちんとやっていくということなんであります。

問題は、先ほど大臣から答弁をしたように、そのような形で併存をするような考え方だとすれば、この地域のこういう類型ではこの規模でこのような形で収入がこれだけになりますよというものを出品しなければ議論をできないではないか、そういうような御指摘だろうと思しますので、その点については、先ほど大臣が答弁をしましたように、そのことを出品しないということが前提ではなくて、どのような形が結果として数字的に表せるのか、その辺のところについては検討をさせていただきたい、そのようなことでございます。

### ○山田俊男君

大変難しい問題だから、そういう面で政治的に判断するにしても行政的に対策を練るにしても物すごく難しいわけだから、ここはよくお考えになる、検討した上で措置されるという大臣のお話は私もそれでよしとしますが、要は、地域の実態を踏まえて多くの関係者からの意見を聞いて、その上でちゃんとこの作業に是非当たってもらいたいというふうをお願いするところであります。

関連するんですが、ちょっと話を変えますけれども、ヨーロッパのことについて触れざるを得ないというふうに私は思います。といいますのは、今回の直接支払、所得補償の取組にしても、やはり先進国ヨーロッパの動きというのを念頭に置いた取組になるんだらうというふうに承知します。

ところで、同じヨーロッパといいましても、私も十分承知しているわけじゃないんですけども、フランス、ドイツと、それから一方でイタリア、ギリシャ、スペインとはすっかり経営の形が違うというのは間違いないというふうに思っているわけですけども、しかし、ヨーロッパのこの農業の経営形態をつくり上げたのは一定時期におきます構造政策の展開があったんです。一九七〇年代のマンズホルト・プランというのがありまして、これは、マンズホルトさんはヨーロッパ委員会の副委員長、当時、だったわけでありまして、お出しになって、そして他産業並みの所得を将来実現し得る経営、さらには離農年金の追加支給等による高齢農業者の離農促進や農地の流動化、さらには農業者やその子弟に対する教育等々が三つの柱として推し進められたというふうに承知しています。

もちろんこの推進には多くの反発も当然あったわけでありまして、こういう形でやっぱり一つの、何といいますか、時期を経験しているということの意味は私は大きいわけだし、そのことが結局はヨーロッパの農業と、それと共通農業政策、さらには直接支払の多様な仕組みも含む現在の農業の形をつくり上げているというふうに思っております。

ところで、大臣にお聞きするわけではありますが、ヨーロッパの農業について、国民的合意があるというふうにヨーロッパの関係者は自慢するんです。それは、一定の経営規模と農業で食べていける形ができ上がっているんじゃないかというふうに私は承知しています。そして、それら農業者、農業で食べていける農業者が、おい、この仕組みじゃ、ないしはこのWTOの規定の仕方だと食べていけないぞというふうに思えば、それは納得いかないという強い意思の表明になったり運動になったりしているということがあると思います。しかも多くの国民はそのことを合意しているんです。

一体、我が国のこの農業の構造について、在り方について国民合意があるのかということをお大変心配するんですが、ここは大臣、ヨーロッパの農業を御覧になっているというふうに思いますが、どんなふうに受け止めておられますか。

#### ○大臣政務官（舟山康江君）

今、山田委員からEUの共通農業政策の流れを若干触れていただきましたけれども、非常にこのEUの共通農業政策、CAPにつきましては長い歴史がありまして、今御指摘のとおり、七〇年代に構造改革を行ったということでありまして、これはただ単に例えば規模拡大を促すとか離農対策をしたとかではなくて、そのバックにはやはり価格支持制度というものが、それを背景にこういった改革を行ってきたと。その時々時代の背景に伴って様々な改革をしております。

そういう中で、一九九〇年代以降は価格支持水準を下げて直接支払をもうこの段階で導入しております。マクシャリー改革の中でも直接支払の手法を導入しているということでありまして、その後、例えば条件不利地域対策を統合して環境対策を追加したりとか、農村開発政策として農業農村の多様な価値を支援するとか、いろんなことをやってくる中で、またもう一つは、やはり恐らく、そういった政策を取るとともに、まあヨーロッパのいろんな休暇制度とかそういったものも相まって、やはり都市と農村が密接に関係して交流していたということ。それから、国境を接している国々ですから、やはり国境維持政策としても非常に農業が有効だったということもあると思いますけれども、そういう中で、多くの国民が、やはり国にとっては農業が非常に大事なんだ、多少財政負担を伴っても農業をしっかりと守っていかなければいけないんだというのが、やはり長い年月を経て理解の醸成につながっているのではないかと思います。

翻って日本の今の農業政策を見ておきますと、私自身も非常に感じているところでありますけれども、やはり都市と農村、農業と消費者というのがどこか対立関係の中で、農業のための政策という非常に小さい議論の中で行われてき

た結果、なかなかそういった相互理解が進んでこなかったのではないかと思います。

そういう中で、今回の基本計画の中でも、やはりまずは、農業の重要性というのは農業農村のためのみならず、特に都市住民にとって非常に重要なんだ、この農業の多様な価値というのは国民を挙げて支えていかなければいけないんだと、そういった思いをまずしっかりと書かせていただいて、やはりその共通認識をつくっていかなければいけない。やはりそういったヨーロッパの様々な多様な農業政策というのは多くの人の理解によって支えられていると思うので、そういう中で、やはり日本のこれからの農業政策もそういう視点、都市の視点、消費者の理解、そういったものをしっかりと得ながら進めていきたいと思っております。

#### ○山田俊男君

舟山政務官、大変御説明ありがとうございました。

ところで、私の言うのは、そういう国民合意の前の段階の苦しい構造改革の取組があったと。そして、今いろいろまだ課題を抱えておりますけれども、今の水準のそれなりに食べていける経営体をつくっていると。もちろんそれに対して様々な、今もありましたけれども、共通農業政策も含めた財源なり支援が講じられているわけです。その前の段階の取組を一体どんなふうにちゃんと評価するか、考えるか、政策としてどう推進するかというのが大事じゃないかというふうに私は申し上げたつもりなんです。

ところで、私自身もヨーロッパの農業団体との関係で幾つかショッキングな、かつ大変示唆に富んだ経験をしております。これは、いつもあっちこっちで言うものだからもうお聞きになった人は多いかもしらぬのですが、大臣には言ったことないんで、これは申し上げようというふうに思うんですけれどね。

WTOその他の交渉で、ヨーロッパの農業団体と我が国の農業団体はかなり親密な連携を取っております。その際、あるとき、ヨーロッパの農業団体の関係者が、山田さん、日本という国は不思議な国ですねと。外務省が来て、経済産業省が来て、マスコミの関係者が来て、経済界の皆さんが来ると、日本というのは貿易立国だ、だからこそ農産物も自由化の例外じゃないんだというふうにおっしゃるといふんだよ。

一方、農業団体が行って、農林水産省が行って、それから生産者団体が行くと何と言うかといったら、自給率が四〇%だと、食料の安全保障のために国内の必要な農業生産はきちっと守らなきゃいかぬのだということをおっしゃると。

一体、日本という国は、両方来るわけですから、で、両方聞くわけですから、日本という国は不思議な国ですね、それで独立国と言えるんですかといつてし

やくに障ることを言われるわけだ。

こっちもしやくに障るから、しやくに障るから、こっちも、ヨーロッパだって物すごい農業予算を掛けているじゃないですか、共通農業政策の中で。だから、そのことについてしっかり批判を言われるでしょうというふうに言ったら、確かにもっと節約できないかというふうには言われると。だけど、三つの国民合意の要件があるという。

一つは、安全、安心をヨーロッパの農業、農業者は届けてくれている。GM O食品を結局はヨーロッパへ出すことについては様々な制約を彼らは講じています。長い間裁判闘争をやりながらも、それを守っているんです。ホルモン剤入りの食肉についても、これを流通することについて強い要求の中で頑張っている、このことについて国民合意がありますというんです。

二つ目は、ヨーロッパの農村は本当にきれいだと、この農村景観を維持しているのは農業者ですということについて国民合意がありますと。

三つ目は、あの二つの世界大戦を経験した、その中で、結局は大変な飢餓と、それと食料自給率の向上の大事さというのをヨーロッパの国民は経験しました。だから、農業のありようについて国民合意がありますよと、こう言ってるわけです。

まさに必要なのは、そういう合意に向けてどんな取組がちゃんとできるかということなんです。としたときに、私は、どうぞ、担い手のありようについて一等先に申し上げたように、この基本計画、さらに、後で議論します戸別所得補償の仕組みについてもそうなんですけれど、手を打っていくための手だてとして、ちゃんとより有効な対策を打ったというふうにおっしゃるんだったら、どういう農業経営をつくり上げていくのかというイメージをちゃんと出すべきじゃないんですかということでも申し上げているわけでありますので、この点をちゃんと大臣の意見をここで聞いておきたいんです。

#### ○国務大臣（赤松広隆君）

先ほど来、担い手の問題でいろいろ御示唆をいただきました。

私どもは、それほど別に、多分山田委員とそう違わないと思いますが、今度の特に戸別所得補償制度の中で私どもが考えましたのは、今の日本の農業の実態を考えると、じゃ、一体だれが本当にこの農業を今、あるいは田んぼや畑を支えていてくれるんだというのを見れば、地域差はそれぞれありますけれども、例えば私の地元の東海地域だとか中四国なんというのは、六五％は高齢農家とサラリーマンを始めとする兼業農家が支えているんです。そして、収入は百万とか百五十万で、農業所得はですよ、それじゃもちろん食っていけませんから、あとは、高齢者が自分の年金をそこに入れながら、あるいは出稼ぎに

行ってそういう勤労所得を得ながら、それでもってカバーして自分の農家としての農業をきちっと支えているという実態があります。

ですから、その人たちが年取ってもう完全に亡くなられちゃったときには、その田んぼや畑はこれは耕作放棄地になっていくということでございまして、今までの政権が農地集積は必要だ、大切だと、私もそう思います。しかし、それをやりながら、じゃ農地を集積したのと田んぼや畑がなくなっていくのとどっちが多いかといったら、残念ながらなくなっていく方が多いんです。

ですから、私どもは、こういういわゆる集落営農のような、そしてまた農業法人のような、そういう大規模化した効率的で安定的な、しかも大規模な経営をやっていく、そういうところもしっかり応援をしていくけれども、一方では小規模な、しかも今多面的な機能ということが非常に注目されるようになってきていますから、そういう意味で、水、緑、環境を守っていく、今守ってきていただいているそういう小規模な農家についても、ぼろもうけはできなくても何とか再生産をするための最低限のことはできるような、そういう仕組みをまさにこれから多様な農業としてしっかりと共に支えていこうという考え方でございます。

ですから、全国画一的な価格の設定ということについていろいろ御批判はありますけれども、だからこそ大規模な効率的な、しかも協業化を進めているようなところはどんどん生産性が上がりますから、それはどんどんもうけてもらって、そしてどんどんまた規模を拡大してもらって更にいい経営をやってもらう、そのための応援もこの戸別所得補償制度の中でやっている。

しかも、これに今度は六次産業化が加わってくれば、もっと別の意味での付加価値を高めた商品、あるいは新たな雇用ということについても生まれてくるんじゃないかというふうに思っております。

あとは、先ほど来お話のあるそういうことを、山田委員も決して今のこのいろんな政策や制度を否定しておられるわけではないと思うので、ただそれが目に見えるようにしてくれと、イメージできるようにしてくれということなんで、それについては、必ずしも数字を出す方がいいと私は思いませんけれども、少なくとも、どういう人が担い手で、どんなことをやってどういう姿になるんだということについては、地域ごとのいろんなことがあるんで、どの程度のものが出せるかこれは分かりませんが、それを今検討させていただいて、より制度が理解の下で、国民の納得の上で、しかもそれは農業者だけではなくて、都市住民、消費者たちにもしっかりと理解の上で、やっぱり日本にとって農業を振興していくことは大切なんだということを消費者の皆さんにも理解をもらって、先ほど来、ヨーロッパのいろいろ話出ました。私もスイス行ってびっくりしたんですが、スイス産の卵というのは高いんですね、値段が二倍も三倍

も高い。こっちは輸入した卵がある。しかし、スイスの賢明な消費者は高い国内産の卵買っていくんですね。

ですから、そういう国民意識というか、やっぱり自国のものを、安全なものを、安心して食べられるものを高くても買っていこうというような啓蒙、教育活動もやっぱり必要だなということも併せて思っております。

#### ○山田俊男君

今、地域の実態に応じた経営の姿というものを検討していく努力をしたいというふうに大臣におっしゃっていただきましたんで、是非その努力をして、一体どこを目指しているんだという、そしてもちろんその中に試行錯誤がありますよ、試行錯誤があつてこの努力もあります。この努力の上に、ここを目指しているんだというのを分かりやすく提示してもらいたいというふうに是非お願いするところであります。

また、ヨーロッパの話も出ましたので、若干それと関連しまして、大臣、大臣が多様な農業の共存というふうにWTOの取り進めでもおっしゃっておられる。そのこととやっぱり大きく関連するのは、ヨーロッパの農業団体ともどんなふうに大臣自身が交流されるか、仲間をおつくりになるかというのは、これ物すごく大きいんです。今後の大臣が苦勞されるWTOの交渉その他の場においても大変重要です。

実は、今ヨーロッパから、COPAというのはEU農業団体連合なんです、その会長さん、ウォルシュさんが今お見えになっています。なお、アメリカのファーマーズ・ユニオンの国際担当理事のカールソンさんもお見えになっているんです。JA全中と一緒にシポジウムをやるということでありまして、消費者団体も含めてやりたいということですが、是非大臣、お忙しいかもしれませんが、時間があれば、三月十八日なんですけれども、シポジウムのその後でも、私は、大臣、ちゃんとこういうCOPAの会長に会っておくと、日本の農林大臣として。このことは、何度も言います、多様な農業の共存というふうに言ったときに物すごく大事なんです。いつ何どき、交渉が困難になったとき、助けられることがいっぱいありますから、是非検討をお願いしたいというふうに思います。

さて、今、大臣からも、前政権の農地集積の取組についてもその必要性というのは承知しているよと、それは大事なんだとお聞きしたわけです。まさにそうなんです。

我が国の農業の課題というやつを考えたときに、前政権であろうと新政府であろうと、この島国で農地が零細に分散錯圃されて、そして一方で、先ほど来ありましたけれども、都市から様々な攻勢、侵略があつて、それからもち

ろん高齢化が進んでという、この実態はもう変わらないんですよ、前政権も新政権も。この実態の中で一体何ができるか、何をしていかなきゃいかぬのかということが課題になってくるわけで、そうすると、この農地の集積というのは物すごく大事だし、それから同時に、農地の集積を着実にこれはやってきた。これは団体が推進するとか前政権が推進するとかいうだけの話じゃなくて、地域の中から農地の利用をどう合理化するか、団地化するか、使いやすいものにするか、効率化するかということの中で集落営農が進んできたんですよ。この集落営農を一体どう評価されているのかということをお聞きします。

#### ○副大臣（郡司彰君）

これまでの取組の中で多くの集落営農組織というものが生まれてきているだろうというふうに思っております。先ほど大臣からの答弁にもありましたけれども、今回の戸別所得補償制度におきましても、まさにそうした取組が生産費あるいは販売価格との間においても優位な立場に立つような形が作られてきているというふうに思っております。それはいろいろな取組の中での成果の一つでございますけれども、まさにこのような集落営農の組織化というものは、私どもも認識をし、評価をしているところであります。

新たな基本計画におきましても、小規模農家あるいは兼業農家も参加をした集落営農について地域農業の生産性向上あるいは農業生産活動の維持のために有効な取組として位置付けをしております、その取組については推進をしていく考えでございます。

#### ○山田俊男君

思いといいますか決意はそれで私も賛成です。

ところが、今回の二十二年度の予算編成に当たりまして、大臣、強い農業づくり交付金が減りました。産地づくり交付金も減りました。それから、農業農村整備事業は圧倒的に削減されました。それから、農機のリース事業等についても予算額を減らしております。そしてさらに、この水田利活用自給力向上事業、これは戸別所得補償にかかわる事業と連動する大変大事な事業であります、これを一律単価にしたわけじゃないですか。この中に、今申し上げたそれぞれの中に地域の多様な実態を生かしつつ集落営農を進める、農地の利用が一番の課題であります、それを進めるという要件がそれぞれ入っていたんです。だから、これらの予算が削減される、ないしは箇所数が少なくなる中で今この集落営農の取組が頓挫しようとしているんです。このことを、どうですか、承知されていますか。

○副大臣（郡司彰君）

個々の予算について確かに今御指摘があったようなところが出ているということもございます。そして一方で、集落営農ということとある意味では重なりますけれども、水田協議会その他に対して今回の制度を円滑に行うための、そうしたものについては大幅に増やしているということも一方ではございます。

そうしたことは、予算的なものは、いろいろ減ったところ、あるいは重点的に増やしたところ、そのようなものがありますけれども、私ども、これからの本格的なこの国の農業の在り方、そして本格的な制度の導入については、今御指摘のあったようなところもいろいろ総合的に勘案をする中でより良い方向に努めていくように検討をしているところでございます。

○山田俊男君

先ほども申し上げました水田利活用自給力向上事業、金額、一律にしました。もちろん大臣が相当努力されたというふうに思いますけど、激変緩和措置を講じられた。しかし、激変緩和措置は一年限りというような話になってしまっている。

結局、この産地づくり推進交付金の中で多様な取組、これは旧政権、前政権の中で地域の実態や意向を反映して活用できるという仕組みで曲がりなりにもやってきたわけです。その中で、ブロックローテーションや団地化や、そしてそれを担うのはまさに集落で土地利用を調整するという役割で推進してきたといういきさつがあるわけですから、どうぞこの日本で最大の日本農業の課題であります小規模零細、分散錯圃という、この土地利用、土地所有の実態を解決するためには、この問題を柱に置いておかなきゃいかぬのですよ。

改めてもう一回、これは御決意を聞きたいと思います。

○副大臣（郡司彰君）

決意の方は大臣の方から後ほど御発言があるかもしれませんが、その前段のところ、今年の水田利活用については同じ額にしたじゃないか、全国一律にしたじゃないかという話もございましたし、額的には減ったではないか、このような御指摘もございました。

これは委員もよく御存じのことだと思います。昨年の段階で、例えば水田フル活用というような名称で行った、その中で米粉でありますとかというものについては、新規需要という今度の枠内に入っているものについては当初五・五万円の予算でございましたが、昨年だけ八万円にしましょうというような形のものもございました。

したがって、私どもも同様に、これまでの中で、今回はモデル事業を行う中

でそれぞれの意見を聞きながら今年度に対応するような激変緩和というものも行ってまいりましたし、本格的な制度運用の中では、改めてその辺の、先ほど言いました総合的な検討を重ねる中で地域の中における不自由がないように設計をしていく、そのつもりでございます。

○山田俊男君

分かりました。率直におっしゃっていただいておりますので、よくよく今後の政策運営にそれを生かしてもらわなきゃいかぬというふうに思います。

さて、この次に、いや、大臣の決意を聞いておきたかったんです。

○国務大臣（赤松広隆君）

先ほど来申し上げましたように、集落営農については、もうこれは、実はここに戸別所得補償制度の説明のパンフレットもあるんですが、この中でもこの下のところに集落営農で加入することのメリットと、どうぞ集落営農に加入してくださいというようなことも書きまして、ここへ入ってもらえばこんなメリットがありますよということで呼びかけもさせていただいております。

それから、予算も減ったので集落営農も減ったじゃないかみたいなお話もございましたけれども、平成十七年、一万六十三件と言ったらいいんでしょうか、だったものが、平成二十一年には一万三千四百三十六ということで増えていきますので、是非これが更に自主的にそういう形で、高齢農家なんかも一人でやっているのは大変ですから、こういう集落営農を組んで、それに参加をして、そして効率的な、また協業化を進める、そういう経営に是非進んでいただきたい、そういう指導をしっかりとやってまいりたいと、このように思っております。

○山田俊男君

続きまして、戸別所得補償対策について若干、この担い手問題と関連して触れさせていただきたいと、こんなふうに思います。

私は、すべての販売農家を対象にしたことについてやっぱり功罪があるんだと思うんです。これは、多分いいところばかりじゃなくて功罪があるということを、これまでの私の言いぶりも含めて少しは承知いただいているし、元々そのことを含んでおりながらこの政策を展開されているというふうに私は思うのでありますけれど。

要は、この方策で地域農業を担う担い手がちゃんと育つのかどうかということなんです。もう一つは、一定の所得を確保する手だてであるということについては私も否定はしませんし、大変いいぞというふうにおっしゃっている向きもあるということは承知しているんです。だからといって、高齢化等の中で

経営から離脱するという世の中の流れに任せて、そして時代の推移を見るだけでいいのかというジレンマを感じるわけであります。何としても、やはり地域を担っていく担い手を積極的に育てていくという条件整備対策が何としてでも私は必要だということではありますが、これについて賛成いただけると思うんですけれど、いかがですか。

○国務大臣（赤松広隆君）

それであれば、反対に山田委員にお伺いしますが、じゃ小規模の高齢農家やそういう兼業でやっているようなところはもうなくなっていいと言われれば、いや、それはそうじゃないと、そういうところもちゃんと頑張れるようにしろとおっしゃると思うんですよね。

ですから、私どもはまず、やる気がなければ困りますけれども、意欲のある方であればすべての農業者が最低限、生産、再生産のためにやっていける、そのことだけはきちっとまず補償しましょうと。だけれども、また本格実施のときに考えますけれども、例えば規模の拡大だとかあるいはいろいろな環境対策だとかいうものについても、必要があれば今度は加算措置等をして更にそれを促進をしていくということも、このモデル事業を実施をした上で、それを検証しながら皆さんと一緒に考えたいと思いますけれども。

とにかく今、先ほど来何回も言っていますけれども、このまま放置しては、何の応援もしなければ、特に小規模の、中山間地の生産条件の悪い人たちはどんどんどんどんやっぱり農業の生産点から撤退をしていく、やめざるを得ない、もう続けていけないというのが実態ですから、これをしっかり止めて、今度の耕地面積も、基本計画をもしお認めいただければ、今までの耕地面積と変えないと。必ず一方では減っていく分はあるわけですから、その分は反対に、耕作放棄地の三十九万ヘクタールのうちの十万ヘクタールぐらいはまだ優良農地なんですから、そこを是非今度は復活をさせていくと。そういう努力をしていかないと、とても食料自給率四一が五〇になるなんということは夢のまた夢と。土地は減っていく、農業者は減っていく、どうやって自給率を上げるんですか。そういうことを思えば、是非私どもの今御提起申し上げている政策についても御理解がいただけるのではないかと思っております。

○山田俊男君

関係しますので、二十一ページに、これ、①のアの「家族農業経営の育成・確保」ということに関連する項目で、そこにありますが、「戸別所得補償制度の実施に併せ、地域農業の担い手の中心となる家族農業経営について、経営規模の拡大や農業経営の多角化・複合化等の取組による経営改善を促す。その際、

農業者の自主的な申請に基づき市町村など地域の関係機関が協力して地域農業の担い手を育成・確保する仕組みとして定着・普及している、認定農業者制度の活用を推進する。活用に当たっては、年齢や経営規模による制限や兼業農家は認めないといった制度に対する誤解の解消に努めるとともに、各地域での効果的な制度運用を推進する。」と書いてあるんだ。

これ、ここに書いてあるから、大臣、新政権がかくのごとく打ち出したのだぞというふうにおっしゃると思うんですが、実はこれ三年前の参議院選挙に負けまして、旧政権は、その結果、もうかんかんがくがくの議論をやった上で、そしてこの仕組みをつくり上げたという経緯があるんです。だから、もうこういう形で、家族農業経営、そして意欲ある人を幅広く助けていく、支援していくという方向は変わってないということだけ、その気持ちは合っているんですから、そこはちゃんと自信持ってこの路線は推進することについて私は、大臣、大賛成なんです。

ところで、続いて、大臣は今のお話の中で、今後モデル事業の検証を行った上で加算制度についても検討したいと、こういうふうにおっしゃったわけですが、その加算制度に関連して、私は、これは場合によったら針原総括審議官に聞いてもいいというふうに思うんですが、前政権のこともよく承知しているはずなんだよ、それから新政権のこともよく承知しているかもしれぬ、それで聞くわけだけど、旧政権の水田畑作経営所得安定対策の規模要件を踏まえた取組を並行させる方法があるのではないかとこのように思っているわけです。

何でかと。だって、現に今も、大臣、経営所得安定対策は継続したままだし、場合によったらこれは来年も予算を確保しなきゃいかぬはずですね。それから、認定農業者制度の位置付けはどこでなされているかといったら、それこそ担い手に関する法律でその位置付けができていくわけです。だから、私は、規模拡大加算を入れていくということであれば、そこをどんなふうに工夫するかということがあっていいというふうに思っているんですけれども、針原さん、それとも政治主導でやってもらうかな。

#### ○副大臣（郡司彰君）

経営所得安定対策、法律からいえば担い手経営安定法が関係をするわけですが、この関係については、御存じのように、今年モデル事業については運用をさせていただきながら部分の運用をさせていただきながら制度の設計を今行っているところであります。

今後のことについては、今御指摘があったようなことも踏まえて、本制度の中で全体像をどのようにするかという検討の中で今後とも結論を出していく、そのように考えているところでございます。

○山田俊男君

分かりました。今後の検討ということではありますが、是非、前政権側からこんなことがあったからといって遠慮しないで、大事なことは大事なことで、だつて、規模拡大加算が必要だと、一体どんなふうに工夫しながらそこを進めるかということ、日本農業の再建、復権のために、気持ちは同じなんだから、とすると、知恵を出してやらなきゃいかぬというふうに思いますから、どうぞ検討してもらいたいというふうに思います。

ところで、戸別所得補償と関連して生産調整の選択制のことも、これはもう触れざるを得ないわけでありまして。

確かに、大臣は大変もう好きになっておられる、私の大嫌いな大潟村の話と関連しますけれども、私なんか四十年近くもあそこけんかしてきたんですから、もう簡単に大臣のように素直になれないというか、思いがあるわけですが、大潟村にとるとこの一万五千元の一律固定支払というのは極めて大きいというふうに思いますよ。してやったりというふうに思っていると思うんだ。

一方、しかし小規模、山間地、独自販売定着地帯、これは一万五千元もらってもなかなか有り難くないんですよ、これは容易じゃない。この前、千葉県のある地域へ行きましたら、山田さん、戸別所得補償制度一万五千元なんてあなたは一生懸命言っているけど、おれの地域は関係ないんだと言っているわけ。関係ないって、田んぼあるじゃないですかと言ったら、だれも生産調整やっけないからと言ってましたよ。全部米は売れるんだと言ってましたけど、そういう地帯もあるわけです。

ところで、全面的に米を作るという地域は一万五千元じゃなかなか変わらない可能性もあるんです。大臣、米価が下がったから、それを補てんするための財源をしっかりと準備しているよということも承知しているわけですが、それでも間違いなくやっぱり米は作りやすいということがありますから、この際、米作って売っちゃおうという動きがあるのは間違いのないというふうに思います。

それから、御案内のとおり、大臣はいつも自慢されている、生産調整の目標を達成しなくても、米粉や加工米、えさ米等への取組に満額の助成が付くわけですよ。これも効果がありまして、それは、全部えさ米や米粉作る、又は、生産調整やらなきゃいかぬ分だけえさ米や米粉を作るんじゃないかと、一部だけ作って、一部はまた米作ってというような取組もできると。それはそれで自主性を生かした取組じゃないかと言われればそれまでなんですけれども、大臣、私が心配するのは、どうしてもやっぱり過剰が出るんじゃないかという心配なんですよ。

この点、心配されませんか、お聞きします。

○国務大臣（赤松広隆君）

もう何度も答えていますが、前政権時代に三十万トンから五十万トンぐらい常にだぶついてきたと、それをどうするんだという議論は、それは正直言っているとあります。

しかし、二十二年産米からの話でいえば、これは今、千葉の話も出ましたけれども、しかしやっぱり、全国の今状況ずっと上がってきていますけれども、これはもうはっきり申し上げて、今までやりたい放題やってきた人たちが反対にかなりの部分この戸別所得補償制度に自主的にやっぱり参加をしてきているというの、これ福島なんかもそうですし、別に秋田ばかりじゃなくて福島なんかもそうですし、一番今までそういうところを自由にやっていたのが関東圏だと思いますが、その辺りのところも、たまたま山田委員が行かれたところはそういっておっしゃったかもしれませんが。

これからまた、今自民党の先生方が価格が下がるぞ、下がるぞ、下がるぞと言え言えほど、その人たちは、じゃ、大損したときはもろに掛かっちゃうわけですから、その人たちは、だれも補償してくれないわけですから、そういうことが皆さんが言っていたら言っていたくほど、その人たちは、やっぱり、じゃ、ちゃんとそういう制度に入っておこうかなと、入れば暴落したときにちゃんと変動部分で見てくれるし大丈夫だからということに私はなるんじゃないかと思っていまして、別に単に観念的に大丈夫だ、大丈夫だと言っている意味じゃなくて、現実に今いろんなところからずっと数値も上がってきていますが、流れはそういう流れになっているというのも事実ですので、心配はいたしておりません。

○山田俊男君

私は、前政権じゃなくて新政権の戸別所得補償制度が、米価が下がって大変なことになって、やっぱり政策間違っていたということになったらいいなんて決して思っていないからね、私は、決して思っていないです。全然思っていないですよ。だって、苦しむのは、それは大臣じゃなくて政務三役じゃなくて農家なんだから。今ここで米価が下がって、そして下がった分、今補てんすると大臣おっしゃっているが、下がり方が激しくてどうにもならなくなったときに、大臣、財源ありますか。それは準備するというふうにおっしゃったって、大変ですよ。今の二兆四千五百億の予算で、それをもっとほかから取ってくるというふうにおっしゃるなら別。取ってくるというって国家財政も大変です。

言うなれば、今やっぱりここ大事なのは、そういうことだけじゃなくて、ちゃんと、生産調整の目標達成のためにこんなメリットがありますからちゃんと

やりましょうと、それから、きちっとこの水田利活用自給力向上の仕組みを通じて、さっきも集落営農の大事さをおっしゃっているわけですから、こういう取組をちゃんとやりましょうということこそ、大臣、私は、おっしゃって歩かれるといい、そのことが物すごく大事だというふうに思うわけでありませう。

例えば認定農業者の仕組みにしても、今回の基本計画の中で、ここまで書くのかと、何度も書くのかと思うくらい、認定農業者のような意欲的な担い手については、実は前政権と違って生産調整の取組は外したんだぞというふうにおっしゃっているわけだ。これ、場合によったら、このことが米価低落の物すごいトリガーを引く可能性があるんですよ。だから、もうここまで生産調整の取組も含めて弾力化するというふうにおっしゃるんならおっしゃったで、しかし、みんなでここは支えないと、本当に米価が下がる。今も下がって在庫がたまって、三十万トンないし四十万トンの米の在庫があって、かつ、業者さんはもう一万五千円くれるんなら、それじゃ米価下がってもいいだろうというふうにおっしゃって、取引が本当に停滞しているという声も聞こえます。

現段階ですらそうなんだから、これが来年の米の作付けの動向が分かってくるなりして、それこそ参議院選挙が終わった後の夏は大変な困難に農業者は遭う可能性があるんですよ。同時に、政権与党も物すごい苦しみを味わうことになるわけですよ。

ですから、ここは余り格好付けしないで、ちゃんと、申し上げた生産調整を言うならば目標生産数量の達成に努力しようということをおやりになるべきだと、こんなふうに思いますが、大臣にお聞きします。

#### ○国務大臣（赤松広隆君）

私どもは別に黙って案、プランを出したぞ、だからそれに従えと言っているわけじゃなくて、いかにこの制度が農業者にとってメリットがあるのか、そして、日本のこれからにとって、特に麦、大豆、米粉、飼料米というのはいずれも、もう御存じのとおり、大豆なんかは六%か七%ですかね、麦で十何%だと思いましたがけれども、あとは全部外国に頼っているということですし、トウモロコシを始めとする飼料関係もそうでございます。

そういう意味で、自給力、自給率を上げていくためにも、特に日本が今必要としている、特に日本が足りないというものについて、それを上げていくために単に生産調整で数量を決めて、その中を守ってくださいよだけじゃなくて、その余った水田を利用して是非自給力を上げるためにこんな努力をしてください、その代わりまたこちらにもこんないいメリットがありますよということをお示しをしながら、もうあらゆる機会を通じてこの制度への参加を呼びかけておりますし、また、地域地域、あるいは田んぼの条件もいろいろ、水田の状

況もいろいろあるでしょう、水が多いとか少ないとか、それによって合う作物もそれぞれあると思いますので、そういうこともしっかりお伝えをしながら、是非、強制ではないですけれども、結果的にはすべての人たちがこの戸別所得補償制度に自らの意思で参加をしてもらえるように引き続いて努力をしてまいりたい、このように思っております。

○山田俊男君

大臣は、米価の対策とも関連しながら私も申し上げるわけですが、予算委員会で備蓄制度について、百万トン棚上げを考え得るのではないかと、こうおっしゃったわけで、かつ、MA米は七十万トンありますから、そこは百七十万トンぐらいを考えてこうおっしゃっているのかなと。ちょっと分からないんですけども。

さて、従来は、マニフェストとは言いませんが、民主党のインデックスの中で三百万トンの棚上げと、これはミニマムアクセス米も入れてというふうにおっしゃっていたこともあったのではないかというふうに覚えているんですけども、この備蓄の制度の運営につきましても、大臣、余り画一的に考えないで、今の現状を踏まえて、在庫がいっぱい残っていて、そのことは、米腐らないですから、来年の米なりに大きな影響を与えますし、それから、大臣、戸別所得補償の成否にも大きな影響を与えるんです。それから、米の変動部分の支払の水準とも関係してくるわけでありますから、どうぞこのことについても、備蓄についても十分配慮して、弾力的な、まさに弾力的な運営というやつを今政府が考えないと大混乱に陥りますよ。その点についてお聞きします。

○副大臣（郡司彰君）

備蓄制度でございまして、マニフェストでも三百万トンというような数字がございまして、あっ、インデックスですね、インデックスにもございまして、独り歩きをしているようなところもございました。これまでも大臣がいろいろなところで発言をしているというふうに思っております。

まず、現在の百万トン、これは国が保管をするものがございまして、MA米は一年で入ってくる量としては七十数万トン、実質的には若干それを下回りましかもしれませんが、というものがございまして、これまでの蓄積もございまして、おおよそ百万近いものが今現在はあるのではないかなというふうに思っております。それから、民間のところの在庫としてもかなりの量が今現在はあるのではないかと。まさに国全体として見れば、大変な作況が低いときにおいても一定程度賄えるような水準にはあるんだろうと。

そのことを頭に置きながら、今後の改定あるいは棚上げ備蓄の在り方、ある

いはまたどのような形の備蓄方法にするのか、あるいはまた過剰米との関連をどのような形で整理をするのか、その辺のところについて、御指摘をいただきましたように柔軟に対応していきたいというふうに思っております。

○山田俊男君

是非現状をしっかりと踏まえていただいて、将来も考えて、国としてやれることは何なんだということを謙虚に考えて是非やっていただきたい、こんなふうに切にお願いするところであります。

さて、これは先般の企画部会で一部議論になったやに聞いておりますけれども、今回の基本計画の中で農業団体についての言及が何か所かにわたっておりまして、これもまたなかなか激しく書いてあるんですよ。何でこんなふうに書かれなきゃいかぬのかと思いつつ私も見ているところであります。

もう読み上げるのもしゃくに障りますから、読み上げるのも省きますけれども、どうぞ、企画部会で大臣がおっしゃった、農協外しをしようとは思っていない、JAが中心になって水田農業協議会の事務もやってもらっていると、農業団体の基本的役割は評価している、農家のために今後も頑張ってもらいたいというふうに発言されていると承知していますが、大臣、それでいいんですね。

○国務大臣（赤松広隆君）

これはもう再三にわたりまして私は申し上げておりますし、この間の企画部会にも出て、直接、ちょうど全中の会長さんもお見えになりましたので、その場でも申し上げましたけれども、これから戸別所得補償制度を推進をしていく、きちっとどの地域でも仕上がりを見せていく、そのためには地域協議会の協力、とりわけその中核で頑張ってもらって農協の皆さん方の協力なくしてはこればうまくいけませんので、わずかな事務管理費みたいな形で幾ばくかの事務費は出しますけれども、しかしそれで本来は十分じゃないと思いますが、そういう中で前向きに協力をしていただけたらということで、それはもうちゃんと評価もしておりますし、お礼も申し上げます。

ただ、この間、昨日もある本をお見せして言ったんですが、いろいろな形で、農協に入っていないとどうこうとか、融資やその他がなかなかされにくいとか、あるいはもう農協経由で云々よりも自分は直接どうこうこういうことをしてほしいとか、あるいは政治とのかかわりの問題とか、いろんな意味で正直言って批判がないわけではありません。ですから、私は、農協本来の目的である農業者のための組織として、そして、今も信頼はあると思っておりますけれども、更により親密な関係、信頼関係をやっぱりつくっていただける努力を、農業者もしなければいけないかもしれませんが、組織としての農協も、是非虚心坦懐にその

辺のところは取り組んでいただいているんじゃないでしょうか。

じゃないと、これからは、今度の郵政のあれじゃありませんけれども、郵便局や地域の信用組合、信用金庫とこれはサービス合戦になるわけですし、どこが一番安心してサービスよくやってくれるか。それによって、農業者たちはどこでも選べるわけですから、そういうことになれば、やっぱり本当に農業者のために一番力になって心配して頑張っているのは農協なんだよというようなことを言うていただけるように努力をしていただく必要があるんじゃないかということは、もう率直に茂木会長にも申し上げました。

### ○山田俊男君

そうした諸意見があるということは十分私も承知していますし、農業団体もそれぞれ承知しているものだというふうに思います。

ただ、大臣、我が国の農業が置かれたないしは地域が置かれた協同活動の重要性、水利用にしても、それから農地の効果的な利用にしても、それから災害に対する協同の取組にしても、地域社会の中ではやはりどうしても一人の百歩よりも百人の一步という形で協同活動を重視する雰囲気があるわけであり、その中でどうしても一部批判もありますし、自主的にちゃんとやるよということもあるというのは私は事実だろうというふうに思います。

そういう人も含めて理解をもらっていかなくちゃいかぬわけですが、往々にしてこの基本計画の議論が、まあ木を見て森を見てないというんですかね、そういうやっぱり感情的な記述になってないのかなというふうに懸念するところがありますので、大臣、よくよく目を通していただいて、大臣の今の思いがちゃんと表れるようにやっていただきたいと、こんなふうをお願いいたします。

さて、法律のことについて一、二質問しておきたいんですが、食料・農業・農村基本法は改正するんですか、改正しないんですか。というのは、効率的かつ安定的な担い手の育成ということをメインにしてこの法律ができていますが、しかし先ほど来から議論しますと、将来像のイメージ、それからさらに経営類型を描こうというときに、効率的かつ安定的な担い手ということも否定はしてないんだということであれば、これは現行の法改正なしでいこうということなんですか、どうなんですか、お聞きします。

### ○国務大臣（赤松広隆君）

現在、直ちにこの部分がおかしいとか、これはどうしても変えたいとかいうことがあるわけではありませんけれども、この基本法に限りませんが、私はそれこそ、先ほど山田委員言われるように柔軟に変える必要があれば変えればいいし、当然それは皆さんと議論して決めていくわけですから、もしそう

いう点が出てくればそういうことを御提起申し上げたいと思いますし、今この時点で直ちにそれに取り組むということは私自身は考えておりません。

○山田俊男君

同時にお聞きしますが、もう二つ法律が関係するわけですね。農業の担い手に関する経営安定のための交付金法の改正。これは、言うなれば品目横断経営安定対策ないしは、名前は変えましたが水田・畑作経営所得安定対策の論拠になっている法律であります。これは変えるのか、変えないのか。私は、変えないのなら変えないで、さっき話したように並行して仕組みを走らせればよいというふうに思いますし。

それから、食糧法ですね。これは生産調整の実施と、かつ生産調整方針の策定をこれは農業団体にきちっと位置付けるということになっているわけですね。これについても変えるんですか、変えないんですか、お聞きします。

○副大臣（郡司彰君）

二つの御指摘でございますけれども、経営所得安定の法の改正でございますけれども、これ先ほどちょっと申し上げましたが、所得補償制度の本格実施に向けた制度設計において、政策体系として分かりやすい制度ごとの役割分担の在り方を勘案しながら結論を出していきたいというふうに思っております。

また、この関係につきましては、今年度は米あるいは水田ということのモデル事業でございますけれども、麦、大豆等の関係につきましてはまた検討する部分がございますので、いずれにしましても法制度を含めて今のところ継続をいたしますが、本格実施の際には検討していきたい。

それから、食糧法でございますけれども、この部分につきましては本格実施に合わせてかどうかということ若干ありますけれども、変えていかなければいけない内容を含んでいるのではないかな、そのように思っているところでございます。

○山田俊男君

法律の改正は当然この場でも議論になるわけですから、是非前広の議論をやっていただいて、将来に禍根を残さないようなことを是非是非やっていこうじゃないですか。それをお願いしておきたいというふうに思います。

最後に、生産数量目標について触れておきたいというふうに思います。

これは自給率向上目標を設定されて、それに向けて生産数量目標をそれぞれ作物ごとにお出しになって、さらに克服すべき課題について短く書いてありますけれど整理されているというのは、私はなかなかこれはいいことじゃないか

と、こんなふうに思っているところであります。

ところで、そうはいうものの、品目によっては、作物によっては増えるばかりじゃなくて減るものもあるわけね。一体、減る作物サイドからとってみると、例えば減っているというのは何が減っているかって言われると、生乳、牛肉、豚肉、てん菜、サトウキビ、野菜等ですよ。これは減っているわけ。減っている側からいうと自給率向上をやろうと言っているわけでしょう。食料の安全保障を図ろうと言っているわけでしょう。海外から農産物の輸入が現にある作物じゃないですか。

そんな中で、海外物ともそれぞれ競争しながら、それこそおっしゃっている六次産業化も含めて、そして生産力を高めていこうというときに、かつ、意欲ある多様な農業者がずっと経営を継続していけるような措置を講ずるというふうに言っておりながら、作物によっては、今言いました重要な作物について生産目標を下回るような、今年の現行を下回るような生産目標を設定されるというのは、やっぱり納得いかないというところはあるわけです。

それから、例えば麦みたいなように、麦は御案内のとおり、今度は外麦の売渡価格下げられたでしょう。下げられたら、今度は国産麦。これは何でかといったら、今までのような内外格差で価格設定しているんじゃないくて、価格については海外から入ってくるものと同等の市場価格の中で形成されるという仕組みを取っているんです。その後、補てんをしているんですよ。しかし、今の現時点の価格形成の動向からすると、国産麦の方よりも外麦の方が安いわけよ、売渡価格がね。これじゃ、一体これはちゃんと引き取ってもらえるのか、自由に流通するのかという課題を抱えるわけ。制度的にもそれぞれ作物が抱える課題というのはあるんですよ。

このことについて思いを致して、思いを持って、そして制度上もこのことを支えていく、需要拡大も含めて支えていくという仕組みにしていく。それから、不足するんだったら牛乳の生産なんかについても適切な制度の設計を追加して実施していくとか、そういう裏付けがなかったらやっぱり駄目だというふうに思うんですよ。

この点についてお考えをお聞きます。

#### ○大臣政務官（舟山康江君）

食料・農業・農村基本計画の素案の中でそれぞれの品目ごとの生産数量目標を定めておりますけれども、やはり今生産数量目標を定めるに当たっては供給力、どのぐらい実際供給できるのかというその供給の側面と需要の側面と両方を勘案しなければこの数量は決まっていけないんだと思っています。これは決まるといっても目標ですけれども、やはり一つは今非常に自給率が低い、例え

ば御指摘の小麦とか大豆なんかは、やはり何とか今持てる土地をフルに活用して少しでも自給率を上げていきたいと。あわせて、やはりその輸入小麦を代替するような形で品質の向上、品種の開発、そういったものも含めて生産を拡大しなければいけないと思っています。

さらに、米についても、朝食欠食者が今千七百万人と言われておりまして、やはりそういった朝食欠食の改善、これは健康面の改善にもつながりますので、そういうことも進めなければいけないと思っておりますし、やはり潜在的な需要を起こす、掘り起こすことによって需要拡大の余地が存在する、そういったものに関してはやはり大いに需要を増やしていこうと思っております。

一方で、やはり人口の減少ですとか高齢化の進展が見込まれることから、やはりその各品目の状況では、努力はするけれどもなかなか、実際のその需要がなかなか伸びないのではないかと思われる品目もありまして、そういう中で今御指摘の牛乳・乳製品、それから肉類が減るという目標よりは大体横ばい、おおむね横ばいという目標を定めておりますけれども、やはりなかなか、特に例えば生乳については飲用乳が非常に消費が減退している。一方で、チーズなどが今消費が伸びておりますので、そういったチーズ向け、輸入チーズに代替するような国産でやはりいいチーズを作る、チーズ向けにもっともっと生乳の需要を増やしていくといった、こういう努力もしなければいけないと思っておりますので、是非、そういう生産数量目標に向かって、様々な御提言を委員からもいただきながら、しっかりと国内の生産を増やせるような、そういうことを進めていきたいと思っております。

#### ○山田俊男君

どうぞ、今後の生産振興や、各作物の制度対象数量の基準を決めていくときの大事な資料になる可能性があるんです。だから、ここの設定についてはよく意見を聞いてもらって、よく考えて、そして策定してもらいたいと、こんなふうに思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

以上